

## 第 9 回基本制度 WT 意見

総務省が平成 21 年に行った調査によれば、働く 10 代から 20 代のひとり暮らしの世帯の手取り収入(可処分所得)は、女性が男性を初めて上回るという結果になりました。また、全体として単身世帯が増えるなど、従来の家族観で子育て家庭そのものも捉えることが難しくなってきました。結婚・子育ては個人の選択であり、それが選択されない時代もあります。これらのことを踏まえれば、子どもがいる生活の相対的価値を上げていくこと、核家族で小さくなってきた子育て家庭を社会的に支援していくこと、これまでの価値観でのみ子育て家庭を捉えないことなどが、重要になってきます。子ども・子育て新システムが、常に当事者である世代や、子ども世代が政策決定に充分に関わり反映される内容でなくてはならないと考えます。

### 1. 国の子ども・子育て会議についての提案

#### ①国の子ども・子育て会議の役割

- (1) 当事者、事業者のニーズ調査、都道府県・市町村等の状況把握
- (2) 国全体としての基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (3) 給付の内容検討、水準についての方針検討
- (4) 進捗状況等の把握と評価、効果測定
- (5) 都道府県、市町村子ども・子育て会議との連携・調整

#### ②子ども・子育て会議の構成

会議の構成員は、公平性、当事者性を確保するため、多様な関係者の意見を踏まえて選定する。

- (1) 子育て当事者など
- (2) 専門家、学識経験者、企業、経済団体、労使代表、地方公共団体など
- (3) 子育て支援関係者・事業者など

#### ③透明性の確保

市町村子ども・子育て会議は、透明性、公平性を確保し、子ども・子育て家庭に資する議論とするため、原則としてすべて公開で実施することとする。議事録の公開など、議事に差し障りのない範囲で公開とする。また、会議開催においては、インターネット配信などの活用も検討が必要と考える。

#### 参考 フランスの家族会議

特徴 現状の子育て現場や親たちのニーズの的確な把握、スピーディな政策の実効性の確保

- ・毎年開催され、家族政策の当事者が一堂に会して家族政策を実施する場、議員も参加。
- ・行政機関相互、国会の連携
- ・合意されたことは、法改正、財源確保含めスピーディに実施される
- ・常に現状の政策課題を民主的に取り上げ、親のニーズに合わせてきめ細やかに実施される
- ・地方家族会議とのテーマ設定による連携
- ・家族会議で実施された主な制度（前年の家族会議での合意が翌年の改正につながる）

\*2002 年 父親休暇

\*2004 年 家族給付の改正（乳幼児受け入れ手当の導入）

\*2006 年 3人以上の子どもを持つ親に対する職業自由選択オプション補足手当

大家族カードの割引対象の拡大

## 2. 市町村子ども・子育て会議についての提案

子育て当事者が施策決定の過程に参画し、事業の評価を行う仕組みとして、すべての市町村に「市町村子ども・子育て会議」の設置を義務づけることを提案します。

### ①市町村子ども・子育て会議の役割

- (1) 地域ニーズ、サービス利用者からの苦情、要望の把握
- (2) 子ども・子育て包括交付金交付のための基本方針、事業計画、成果目標の検討
- (3) 子ども・子育て包括交付金交付事業の選定および評価方法の検討
- (4) 子ども・子育て包括交付金交付事業の進捗状況等の把握と評価
- (5) 子ども・子育て包括交付金交付事業の監査
- (6) 各事業が効果的に推進されるための指導、助言など
- (7) 各市町村、都道府県、国との調整対応など
- (8) その他必要な事項

市町村は、市町村子ども・子育て会議の決定などを最大限に尊重するものとする。

### ②市町村子ども・子育て会議の構成

会議の構成員は、公平性、当事者性を確保するため、多様な関係者の意見を踏まえて選定する。

- (1) 子ども・若者、子育て当事者など
- (2) 専門家、学識経験者、企業、経済団体など
- (3) 子育て支援関係者・事業者など

選定にあたっては、特に子ども・子育て中の当事者の意見を最大限尊重するため、上記構成メンバーは概ね1/3の割合で配分し、子育て当事者が参加しやすい開催日などを設定することを提案します。

また、(2)(3)については、高い見識を有し、公平・中立的な立場から審議に参加できるものから選定する。(1)については、メンバーの中に公募委員を必ず入れることとする。

### ③透明性の確保

市町村子ども・子育て会議は、透明性、公平性を確保し、子ども・子育て家庭に資する議論とするため、原則としてすべて公開で実施することとする。議事録の公開など、議事に差し障りのない範囲で公開とする。また、会議開催においては、一般市民の傍聴などを行うこととする。

## 3. 子ども・子育て包括交付金について

子ども・子育て対策の財源を統合して、市町村が自由度をもって給付ができるよう交付される「子ども・子育て包括交付金」については、子育て当事者、事業者、費用負担者などが包括交付金の使途や事業の効果をチェックし、将来の事業改善につなげるPDCAサイクルによる運営を行うことが必要だと考えます。

子ども・子育て包括交付金については、子ども・子育て支援に確実に執行されるよう、使途が明確な経理が求められています。その観点からは、**交付金のチェック機能**は、地方議会とともに市町村子ども・子育て会議(仮称)が評価できるシステムとすべきです。

## 4. 財源保障について

新システムには、義務的な経費(国庫負担金)と裁量的な経費(国庫補助金)が統合されることとなります。すべての子育て家庭への支援や市町村独自の支援策が確実に実施されるためにも、義務的な経費と裁量的な経費の負担割合を定めることを提案します。義務的経費がふくらみ、交付金で実現したい地域に根ざした独自性の高い事業や、基盤整備にかかる費用が後回しになるのでは本末転倒です。もし、費用割合を定めることが難しいようであれば、裁量的な経費については、別途の交付金とするという考え方も検討していただきたいと思います。